

伝染病にかかった場合

はしかや、水ぼうそうなど、学校伝染病に定められている病気があります。かかった疑いがあるときは、早めに医師の診断を受け、担任まで申し出てください。

伝染病の場合は「欠席」ではなく「出席停止」という扱いになります。登校する際には、学校からお渡しする「登校許可書」に医師の証明を受けて下さい。

〈学校伝染病〉

①百日咳 ②麻疹(はしか) ③流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

④風疹 ⑤水痘(みずぼうそう) ⑥咽頭結膜熱(プール熱)

⑦腸管出血性大腸菌感染症 ⑧流行性角結膜炎 ⑨急性出血性結膜炎

⑩溶連菌感染症 ⑪伝染性紅斑(りんご病) ⑫手足口病 ⑬A型肝炎

⑭ヘルパンギーナ ⑮マイコプラズマ感染症 ⑯感染性胃腸炎

⑰髄膜炎菌性髄膜炎

※インフルエンザ、新型コロナの場合は「治癒届」(ホームページからダウンロードできます。)を提出してください。

保護者が記入します。医師の証明はいりません。

